

海外から封書が「懸賞に当選」 受取手数料を払えば賞金が獲得できる？

事例

父宛に、オーストラリアから「公営宝くじが当選しました。懸賞金獲得のチャンス！」という封書が届いた。懸賞金を受け取るためには手数料として返信封筒に現金を入れて送るように書かれている。父は、現金は入れないが住所と氏名を書いて送っている。ダマされているのでは。（40代女性）

お名前	確認番号	ステータス	支払賞金(オーストラリアドル)
アニー ニビアウ*さん	X04E00000E	支払済み	\$16,074.05*
サイモン ハンソン*さん	X04E00000K	支払済み	\$1,333,333.34*
ラルフ ツインク-ハウザー*さん	X04E00000M	支払済み	\$258,030.20*
タクシイトウ*さん	X04E00000N	支払済み	\$363,636.37*
ジュリー ヒューバー*さん	X04E00000O	支払済み	\$17,106*
種	152979559	賞金の可能性	\$4,000,000*

  

アニー ニビアウ\*さん 当選 \$16,074.05  
 サイモン ハンソン\*さん 当選 \$1,333,333.34  
 ラルフ ツインク-ハウザー\*さん 当選 \$258,030.20  
 これは真方もしれません \$4,000,000\* 賞金の可能性

**NO47 依頼通知**

アドバイス

- ◆高額な懸賞金が当たったかのように錯覚させ「申し込み」をさせる事が目的です。
- ◆現金を返信封筒に入れて送る事は、郵便法違反になります、送らないで下さい。懸賞金の支払いにクレジットカード情報を求めたり、電子マネーで支払わせるケースもあります、絶対に知らせないで下さい。
- ◆懸賞金を受け取るために、「氏名と住所を記入し返信」と書いてありますが個人情報を知らせることは利用されやすい人とみなされ、大量のダイレクトメールが届くようになります。
- ◆困った時は、名寄市消費生活センターへ相談して下さい。

国内で海外宝くじを買うことは法律違反のおそれ

※国内で「海外宝くじ」を購入することは違法になるおそれがあります、絶対に購入してはいけません。刑法187条（富くじに関する罪）

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575  
 駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

